



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア
(コード番号 : 2352 東証マザーズ)
本社所在地 : 東京都品川区西五反田七丁目 21 番 1 号
代 表 者 : 代 表 取 締 役 美 濃 和 男
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 中 西 康 治
TEL (03) 6672-6788 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 20 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 30 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規程により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規程により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規程により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規程により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</p>

以上